公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４６号
仙台市宮城野区田子西２丁目２番地の１　田子西第二市営住宅１棟515
債務者　村林　　幸
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
宮城県塩竈市清水沢１丁目31番５―503号県営清水沢住宅５号棟
債務者　山口　勝弘
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
仙台市泉区泉ヶ丘４丁目８―20　第一コーポいとう201号、住民票上の住所秋田県横手市朝日が丘４丁目４番７号
債務者　山口　倫矢
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
秋田県能代市出戸本町１番５号　コーポ佐藤２Ｆ　203号
債務者　田中　修司
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第８２号
長野市新諏訪１丁目１番60号　救護施設旭寮
債務者　佐々木光枝
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
神戸市中央区中山手通８丁目２番12号　福富荘202、従前の住所兵庫県明石市松の内２丁目３番地の４　生頼ハイツ201
債務者　黒崎　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６２号
神戸市須磨区大黒町２丁目２番23号アドバンスコーポ３Ｄ号室、従前の住所神戸市須磨区戎町２丁目１番10―202号
債務者　辰巳　博子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０８号
神戸市東灘区田中町２丁目11番19―706号
債務者　トドケルプロジェクトこと　大本　英史
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３３号
神戸市須磨区妙法寺字谷野132番地の２　シバザキ文化102号、従前の住所神戸市東灘区深江浜町23番地　三和交通内
債務者　大倉　和則
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４１号
神戸市灘区青谷町４丁目７番24号　若松荘１号室
債務者　上杉　珠英
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８８号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目３番９―501号
債務者　小林恵梨菜
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５４号
広島市佐伯区海老園１丁目８番35―104号
債務者　小山田美香
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４１号
広島市安佐南区上安２丁目16番34―302号
債務者　原　　良春（旧姓元田）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０号
山口県萩市大字御許町113番地　ロイヤルマンション萩503号、前住所山口県宇部市東琴芝１丁目６番21―４号
債務者　井上　陽子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１０号
山口県萩市大字椿2656番地　県住金谷団地１棟102号
債務者　上田　竜也
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
山口地方裁判所萩支部